

2021 IFALPA Legal Committee Virtual Meeting 出席報告

“ Think Globally, Act Locally ”

1. 概要

2021年11月15日、日本時間23:00～翌00:40に、IFALPA 定期 Legal Committee Meeting が開催され、各国から計26名の参加がありました。

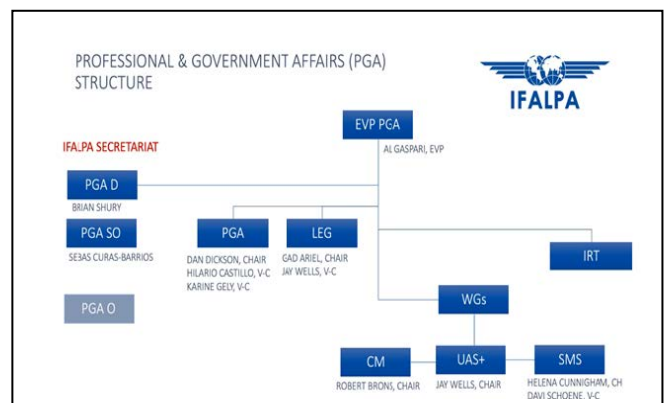
コロナウイルス蔓延に伴う世界的な出入国制限の為、昨年に引き続き、今年度の会議も Web による Virtual 会議形式となりました。

ここ一年間の法的課題と取り組み状況の報告は、参加各国（イスラエル、アイスランド、ブラジル、オランダ、米国、ドイツ、スペイン、日本）ごとに事前の書面提出により行われました。Web 上では、下記2に議題として記載されている、IFALPA 内 EVP PGA/Legal 委員会の組織構成の解説、また Hot Topics として、実際に複数件発生した、海外ステイ先での Crew による法的違反事例をあげ、その事例を受けて帰国停止実例となった関係国 ALPA（含む弁護士）の支援対応について、討論されました。



2. 議題と討論内容

- 1▶ Presentations
- 2▶ Report on last year's activity (IFALPA 内各 Working Group の取り組み状況)
- 3▶ Discussion on LEG work
- 4▶ Hot topics from Member Associations (国境を越えた Crew の帰国留め事案対応)
- 5▶ EVP PGA/LEG <Structure> (IFALPA EVP/PGA 体系の説明) ※図参照
- 6▶ Any Other Business
- 7▶ Next meeting



<IFALPA PGA 委員会 Structure>

3. ALPA Japan からの報告 “ Legal Update”

1. GENERAL SITUATION THIS YEAR

2020 年から現在に至るまで、日本における新型コロナ感染状況の変化（5 つの波）と、東京オリンピック後の一部地域の医療逼迫状況、厳しい航空経営状況を報告。

2. LEGAL ISSUES FACING ALPA JAPAN

1) JAPAN AIRLINES' After DISMISSAL CASE

解雇事案の完全解決に至っていない中で既成乗員採用提案があり、JFU が交渉を行っている事を報告。

2) ANA and some LCC management are proposing to revise working conditions due to deteriorating business conditions.

コロナ禍による、本邦航空各社の経営困難な状況下における、社員への各種労働条件低下提案の状況報告。

3) The situation of separation of accident investigation and criminal cases in Japan

2015 年に発生した、広島でのアジアナ航空 Over Run 事故後、5 年越しの「不起訴処分」の報告。

4) The ALPA Japan HUPER/PGA committee has withdrawn the policy

日乗連内ポリシー「60 歳上限 PIC ポリシー」の取り下げ報告。

4. 所感

2 回目となる Web による定例委員会開催にあたり、会議冒頭の委員長挨拶では、Legal 関連課題の対応には“hope to have an in person meeting as soon as it will be possible-hopefully in first quarter next year（早期の対面会議開催の重要さ）”が強調されました。

今回も Web 会議となった影響で、会議の合間に実施してきたロビー活動や情報交換の時間が取れず、従来通りの活動を進めることは出来ませんでした。Face to Face の会合が開催可能になるまで、先期に続き、都度発生する各国 ALPA 間の問い合わせや質問交換等は、信頼関係に基づくメールによるやり取りで対応せざるを得ない状況です。ALPA Japan としても、一日も早い世界的コロナ蔓延の終息を願いつつ、委員会としての役割を繋げなければなりません。

世界の民間航空事業ではグローバルな調和が必須なことから、引き続き Legal Committee Meeting への参加を通じ、「世界基準」と照らし合わせながら「日本の現状」を冷静に分析していきます。日乗連 Legal 委員会は、過去から受け継がれている行動指針「Think Globally、Act Locally」をベースに、日乗連加盟の各乗員組合と連携しながら、「日本における理想の基準や将来像」を追求していきます。その目標達成のため、引き続き IFALPA Legal Committee メンバーとの信頼関係を保持し、日本のプレゼンス向上に努めて参ります。

※当該 Committee での提示資料の内容原文について、組織として入手を希望する加盟組合は、日乗連 Legal 委員会にお問合せください。

以上